

しみずプレミアム定期（相続プラン）預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきました預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）及び「しみず預金規定集」の総合口座規定に基づきお取扱いさせていただきます。

1.（預入対象者）

金融機関（清水銀行以外も含む）での相続手続完了後1年以内に、相続により取得された資金（不動産・有価証券等の換金代金を含む）にてお預け入れいただける個人の方。

2.（預け入れ）

（1）この預金は、一口300万円以上3,000万円以下とします。

（2）この預金は、「しみずプレミアム定期（相続プラン）預金」の新規受入期間毎に定めた預入期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）（元加式または利払式）とし、定期預金通帳、総合口座通帳および証書での預け入れとします。

3.（お預け入れ限度額）

お一人様、3,000万円迄の預け入れとします。

4.（約定利率）

この預金の利率は、預入日の自由金利型定期預金（M型）スーパー定期の預入期間に応じた店頭表示利率に、当行所定の利率を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。

5.（利息計算）

この預金の利息は、預入時に指定された利息計算区分（単利型または複利型）にて計算します。

6.（自動継続）

（1）この預金は、通帳（または証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）（元加式または利払式）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の自動継続後の利率は、継続日における自由金利型定期預金（M型）スーパー定期の預入期間に応じた店頭表示利率とします。

7.（規定の変更等）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（2）前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2019年10月1日現在